

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成23年度 (平成25年度変更)
計画主体	津南町

津南町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 地域振興課 農林班
所在地 津南町大字下船渡戊585番地
電話番号 025-765-3115
FAX番号 025-765-4625
メールアドレス chiikishinko@town.tsunan.niigata.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ツキノワグマ、ニホンザル、イノシシ
計画期間	平成23年度～平成25年度
対象地域	新潟県中魚沼郡津南町全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成24年度）

農作物被害の概要

鳥獣の種類	被害の現状（平成24年度）		
	品目	被害面積(a)	被害金額(千円)
ツキノワグマ	スイートコーン	304	5,453
	デントコーン	215	1,838
	スイカ	3	148
	小計	522	7,439
ニホンザル	野菜類（見込額）	200	6,000
	小計	200	6,000
イノシシ	水稻（踏み倒し他）	0	0
	小計	0	0
	合計	722	13,439

※クマ、サル被害面積は農家、住民等への聞き取り調査による。

※イノシシ被害面積は農業共済組合への聞き取りによる。

※小計、合計に際して端数を切り捨てて記述している。

人身被害の件数

指標	被害件数		
	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ツキノワグマ	2件	1件	0件
ニホンザル	0件	0件	0件
イノシシ	0件	0件	0件
合計	2件	1件	0件

(2) 被害の傾向

津南町は新潟県中越地方の中山間地域に位置する国内有数の豪雪地帯である。農林家の高齢化や集落の過疎化等による耕作放棄地の拡大と、地域住民の除間伐材利用が減少したことによる森林整備が行きとどかない山林の増加等に伴い、人里近くにも鳥獣が出没し、農作物等への被害が出ている。

津南町では、年間で20～30件のクマ目撃情報があり、新潟県内でもクマの出没が多い地域となっている。津南町の鳥獣被害の中でも、夏から秋にかけてのクマによるスイートコーン、デントコーン被害が大きな割合を占めている。平成22年度にはキノコ狩りをしていた町外の男性がクマに襲われる事故が1件発生したうえ、集落の近くで住民が襲われけがを負うなど、早急に町を挙げたクマ対策が必要となっている。

志久見川沿いの上郷地域では、ニホンザルによる自家栽培野菜の被害が年々拡大している。人への慣れが進んでいるうえ、集落によっては全滅するほどの被害を受ける畑もあり、さらに今後の被害が深刻化するおそれがある。

イノシシは主に近年になって目撃が増え、中津川沿いの結東～大赤沢集落など山間部での水田の踏み倒し、あぜの掘り返しなどの被害が見られている。高齢化の進む山間部ではイノシシ被害の復旧が困難になっているとともに、隣接市町村からの多量の流入が今後予想され、問題となっている。

(3) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 猟友会員による捕獲の実施 ・ 町単独事業によるクマ捕獲檻の設置費用の補助 ・ 捕獲報償金の支払 (ニホンザル 20,000円/頭) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 猟友会員の減少、高齢化に伴う猟友会の活動体制の実質的な縮小。 ・ 猟友会による学習放獣を行っているが、放獣した個体が再度捕獲される場合がある。 ・ 被害を発生させるサルの群れを狙って駆除することが困難である。オトナメスの捕獲によって群れが分裂し、被害が拡大するおそれがある。
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農家個人による電気さくの設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気さくを設置していても中に入られることがある。 ・ 圃場の区画が広く、個人だけでは対応しきれない場合がある。

(4) 今後の取組方針

被害防除、有害鳥獣捕獲、生息域調査の3点から有効な対策を計画し、以下の取組を推進するものとする。

【ハード面】

(1) 電気さくの設定と、電気さく設置に係る事前勉強会の開催

クマ被害を抑止するための電気さくの設定について、スイートコーン、デントコーン栽培農家が高い意欲を見せていることから、被害防止対策の一環として被害が目立つ圃場への電気さくの設定を積極的に推進していく。電気さくを設置する前にメーカーによる講習会を行い、電気さくの維持管理に農家が自主的に取り組めるようにしていく。また、イノシシによる水稻被害においても電気さくの導入が有効と考えられることから、稲作農家への普及啓発を進めていく。

【ソフト面】

(2) 安全で効果的、かつ使いやすいわなの導入による有害鳥獣捕獲

今後の取り組みにおいては有害鳥獣に対する被害の状況に応じた機動的な取り組みも重要となることから、熟練していない者でも扱いやすく安全なわなを導入し、効率的な捕獲を推進していく。

(3) 学習放獣や発信機の装着による生息域調査

現在町単独で行っているクマの学習放獣や長岡技術科学大学が行っているサルの特レメトリー調査等を活用し、鳥獣被害の状況と鳥獣の生息域を調査する。

(4) 狩猟免許新規取得者への受験料の助成（町単独事業）

猟友会員の減少、高齢化が進んでいることから、狩猟免許の新規取得者を増加させ猟友会の活性化を図るとともに、今後の有害鳥獣被害対策の担い手を支援していく。

(5) 有識者による住民に対する学習会の開催

有識者を招いて地域の住民に有害鳥獣被害の正しい情報を提供するとともに、住民の意識を啓発していく。合わせて有害鳥獣対策としての電気さく、わな等について勉強する機会を設ける。

(6) 有害鳥獣を寄せ付けない取組、捕獲の際の事故防止

農作物被害を軽減するため、放置果樹の撤去や森林整備として除間伐の実施など、集落に有害鳥獣を寄せ付けないための取組を行うとともに、有害鳥獣捕獲の際の事故発生防止のため、捕獲作業時は手順の確認を徹底するなど、安全意識の啓発を行っていく。

(5) 被害の軽減目標

農作物被害の発生抑制目標

指標	被害面積 (a)		被害金額 (千円)	
	平成22年度	平成25年度	平成22年度	平成25年度
ツキノワグマ	817	408	11,162	5,581
ニホンザル	376	263	9,072	6,350
イノシシ	29	20	580	406
合計	1,222	691	20,814	12,337

※ツキノワグマは50%軽減 ニホンザル、イノシシは30%軽減を目標とする。

※小計、合計に際して端数を切り捨てて記述している。

人身被害の発生抑制目標

指標	被害件数	
	平成22年度	平成25年度
ツキノワグマ	2件	0件
ニホンザル	0件	0件
イノシシ	0件	0件
合計	2件	0件

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

関係機関	役割
津南町鳥獣被害対策実施隊	町長から委嘱を受けた町職員や関係機関の職員、猟友会員を中心に、有害鳥獣捕獲等の被害対策について取り組む。
津南町猟友会	農家や住民からの捕獲依頼に基づき、各地域の猟友会員と連携して有害鳥獣の捕獲を行うこととする。 捕獲の際には従事者の安全性に十分配慮し、作業に係る事故を無くすよう努めることとする。
津南町役場	有害鳥獣捕獲実施計画書の起案など、捕獲を行う際に必要な事務を担当する。 その他、適宜関係団体への情報提供を行うこととする。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
23年度	ツキノワグマ、ニホンザル、イノシシ	・わな、銃器等による捕獲を行う。 ・それぞれの鳥獣に対して効果的なわなを導入し、捕獲効率の向上を目指すものとする。
24年度	同上	同上
25年度	同上	同上

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
<p>・平成21年度の有害鳥獣捕獲実績はツキノワグマ5頭、ニホンザル10頭、イノシシ2頭であり、クマの大量出没が見られた平成22年度（1月現在）においては、ツキノワグマ19頭、ニホンザル3頭、イノシシ0頭となっている。それらの状況を踏まえ、有識者による生息調査や指導に基づき鳥獣を計画的に捕獲することとする。</p> <p>・ツキノワグマの捕獲については農作物被害が発生した場合や、農業従事者や町民に危険が及ぶおそれがある場合に限り緊急的な捕獲を行うこととし、捕獲数は必要最小限にとどめるものとする。</p> <p>・津南町では町単独事業において新潟県内唯一のツキノワグマの学習放獣への助成を行っており、当該事業とのバランスを取った捕獲数等を計画する。</p> <p>・ニホンザルについては津南町に現れている群れは1群で、頭数がおよそ20頭から30頭と分析されており、1年に子供が生まれる数は約5頭と言われている。しかし集落における農作物被害が大きいことから、新潟県ニホンザル保護管理計画を踏まえ、箱わなによる計画的な捕獲を行うとともに、被害を出すサルに対しては高めの捕獲圧を維持することとする。</p> <p>・イノシシについては、繁殖力が高く積極的な捕獲が必要とされるため、早い段階から高い捕獲圧をかけることとする。</p>	

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	平成23年度	平成24年度	平成25年度
ツキノワグマ	必要最小限の数	必要最小限の数	必要最小限の数
ニホンザル	10頭	10頭	10頭 程度
イノシシ	40頭	30頭	30頭

対象鳥獣	捕獲等の取組内容
ツキノワグマ	・わな、銃器等による捕獲。（上記による有害鳥獣捕獲のみ）
ニホンザル	・わなによる捕獲。
イノシシ	・わな、銃器等による捕獲。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	平成23年度	平成24年度	平成25年度
ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"> 電気さくの設置を行う前に農家向けの研修会、勉強会を行い、農家自身による下草刈りなど柵の管理ができる体制を作る。 特に被害の大きな地域から整備計画に沿ってスイートコーン、デントコーン圃場へ電気さくを設置し、クマによる被害を防止する。 	<ul style="list-style-type: none"> 整備計画に沿ってスイートコーン、デントコーン圃場へ電気さくを設置し、クマによる被害を防止する。 	<ul style="list-style-type: none"> 整備計画に沿ってスイートコーン、デントコーン圃場へ電気さくを設置し、クマによる被害を防止する。
イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> 電気さくの導入について農家への普及啓発を行っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 電気さくの導入について農家への普及啓発を行っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 電気さくの導入について農家への普及啓発を行っていく。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成23年度	ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"> 対策協議会や研修会等の開催 パンフレット等による被害防止の啓発 鳥獣の生息状況等の把握 出没時の注意喚起
	ニホンザル	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民による追い払いの推進 対策協議会や研修会等の開催 パンフレット等による被害防止の啓発
	イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> 対策協議会や研修会等の開催 パンフレット等による被害防止の啓発
平成24年度	同 上	同 上
平成25年度	同 上	同 上

5. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 地域協議会に関する事項

地域協議会の名称	津南町鳥獣被害防止協議会
構成機関の名称	役割
十日町地域家畜指導診療所	捕獲鳥獣への麻酔、鳥獣に関する助言等
中魚沼NOSAIセンター	農作物等の被害の情報収集及び被害防止対策の普及啓発
津南町農業協同組合	
津南町森林組合	
津南町鳥獣害対策協議会	
農家代表者	
津南町猟友会	有害鳥獣の捕獲、被害防止対策の普及啓発
新潟県鳥獣保護員	鳥獣の情報提供や鳥獣の保護に関する業務
津南町	協議会の総括等

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
十日町地域振興局農業振興部	農作物の被害状況の把握や情報提供、被害防止対策の指導等
十日町地域振興局健康福祉部	人身被害防止に関する情報提供等
十日町警察署津南交番	人身被害を防止するための情報の把握
長岡技術科学大学	発信機の装着や鳥獣の生息調査への情報提供
新潟ワイルドライフリサーチ	GPS発信機を利用したツキノワグマの生息調査

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

津南町猟友会、ならびに津南町役場、農協など関係機関の職員を鳥獣被害対策実施隊員として委嘱し、人身被害や農作物被害の懸念がある場合、または住宅地付近への大型鳥獣の出没があった時など緊急の場合に迅速な出動が図れるよう、捕獲体制を整備する。被害対策実施隊の出動にあっては関係法令の遵守、狩猟事故の防止について、とみに努めるものとする。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

町単独事業によりわな猟、第一種銃猟免許等の免許取得支援により資格所持者を増員し、猟友会の活性化と捕獲体制の充実化を図る。
農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーなど有識者による鳥獣被害防止策の指導、並びに有害鳥獣関連情報の提供を受けることとする。
放置果樹の撤去や里山の除間伐を推進し、鳥獣を集落に寄せ付けないようにする。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は現場の捕獲班長の責任において、殺処分後土中埋設するなど、適切に行うものとする。

7. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

町は、津南町鳥獣被害防止協議会と連携し、共同で、被害防止策に関する情報交換会、現地研修などを開催する。